

V 成人の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)のア及びイの志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 志願要件

ア 定時制の課程を志願する理由が明白かつ適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有する者

イ 令和9年3月31日に満18歳に達している者

2 成人の特別入学者選抜を実施する課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

(1) 実施する課程及び学科

定時制の課程の全ての学科

(2) 入学許可候補者の予定人員

入学許可候補者の予定人員については、別に定める。

また、「Ⅰ 一般入学者選抜」の募集人員の一部とする。

第2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)は、「県立高等学校へ出願に当たっては、規則（別記2、71ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。」と読み替える。

(2) 1の(3)は、「規則に反しない限り、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部及び夜間部）については、第2希望、第3希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(3) 1の(5)は、「上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区にない者並びに他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び規程第2条（別記3、73ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。」と読み替える。

(4) 1の(6)は、「上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(5)及び(6)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

(5) 1の(7)及び(8)は、これを削る。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 成人の特別入学者選抜志願申請書	所定の様式（様式9）で作成すること。
(3) 卒業証明書等	中学校又はこれに準ずる学校の卒業証明書等を提出すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(5) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(6) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

3 出願手続

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。この場合における読替え等は、以下のとおりとする。

- (1) 3の(2)イのcは、「志願者は、出願登録サイトから「宛名票」を印刷し、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。」と読み替える。

第3 志願又は希望の変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第4 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(1)又は(2)に該当する者に対し特例を認める。なお、希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

- (1) 「第2 出願」の3に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの志願者本人等の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県公立高等学校を新たに志願しようとする者
- (2) 本県公立高等学校に出願している者で、「第3 志願又は希望の変更」の3に定める受付期間中に、志願者本人等の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

3 提出書類及び提出先

- (1) 上記1の(1)に該当する者は、次のア、イ及びウの書類を一括し、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
- ア 「第2 出願」の2に定める書類
- イ 志願者本人等の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
- ウ 公立高等学校にすでに志願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書
- (2) 上記1の(2)に該当する者は、「第3 志願又は希望の変更」の1に従い、次のア、イ及びウの書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、提出を希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。
- ア 「第2 出願」の2に定める書類
- イ 志願者本人等の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
- ウ 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書（様式11）

第5 受検票等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

第6 本 検 査

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

1 検査期日

令和9年2月16日（火）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

面接及び作文

4 検査時間割

2月16日（火）	
時 間	検 査 等
12:45	集 合
12:45～12:55	受付・点呼
12:55～13:10	注意事項伝達
13:25～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時45分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第7 追 検 査

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

1 受検資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

2 追検査志願者の連絡

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

4 提出書類及び提出先

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

面接及び作文

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
12:25	集 合
12:25～12:35	受付・点呼
12:35～12:50	注意事項伝達
13:05～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時25分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第8 選 抜 方 法

1 成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

2 三部制の定時制の課程においては、第2希望、第3希望の部についての選抜は、上位の希望を優先させることを原則とする。

3 次の者については、選抜の対象としない。

- (1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
- (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- 4 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- 5 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第9 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の（2）「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。